

葉山町要介護認定等に係る情報提供申請書の手続きの詳細は次のとおりです。

情報提供対象者（葉山町要介護及び要支援認定に係る情報提供に関する要綱第4条より）

本人と居宅介護支援、介護予防支援、施設サービス、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護福祉施設入所者請託介護（以下「居宅介護支援等」という。）の提供に係る契約を締結している又は予定している居宅介護支援事業者等

前号の居宅介護支援事業者等の職員

申請方法

原則持参。ただし、県外等持参できない場合は郵送（要相談）

問い合わせ先
葉山町役場
福祉課介護高齢係
046-876-1111（内線 232～234）